

第4回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議 概要

日時：H23.12.7(水)13:04—15:16

場所：議事堂3 F301 委員会室

出席者：会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議委員（9名）

資料：第4回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議事項書

資料1 通年議会の課題等に関する意見等

資料2 議会における質問方法について

資料3 文書質問制度について

資料4 請願者等の説明機会の保障について

<検討会議事録 概要版>

委員：ただいまから、第4回会期等のさらなる見直しに関する検証検討プロジェクト会議を開催する。前回のプロジェクト会議では、平成19年及び平成22年に会期等の見直しの検討を行った際の体系に沿って、再度検討を行い、通年議会の課題等を抽出した。今回は通年議会の課題等について、委員の皆様からご意見等をご提出いただいたので、それを受けて、個別の項目について、具体的な検討を加えていきたい。検討項目が多岐にわたるため、本日中に全項目の検討が終了しない場合には、後日再度検討することにしたいが、いかがか。

（「異議なし」の声あり）

委員：では、そのようにする。

個別項目の検討には入る前に、検討に際しての参考とするため、前回示した資料に関して事務局から補足説明がある。

事務局：手元に配付した資料2から資料4までをご覧いただきたい。

この資料は、前回の資料1でいくつか通年議会の課題等で説明したが、その中で、もう少し具体的に説明したい項目を3つ程あげたので、それについて説明する。

まず、資料2をご覧いただきたい。これは、本会議の運営方法等の中の県政に関する質問の方法についての関連事項である。議会における質問方法についてということで、この趣旨は二元代表制を意識した政策議論につなげるため、議員個人ではなく、議会全体として論点を明確にしなが、執行部に対する質問を行う方法について検討してはど

うかという課題に対する関連項目である。

このような例として、会津若松市議会があったので、その事例を紹介する。まず、(1)の趣旨の所をご覧いただきたい。一般質問に係る情報交換会というものをされており、それについては、合議体である議会が政策面でまとまって執行機関に対峙していくため、議員の発言に対する権利保障を前提としながら、一般質問の重複に関して、事前に会派間の情報交換を行うということである。

組織としては、議会運営委員会が担当している。

開催されているのは、一般質問の通告締切日の概ね3週間前となっている。その役割としては、会派間で一般質問の大項目、中項目について情報交換をするということで、重複が想定される質問項目の協議・調整を行っているということである。

(7)の議員の権利保障であるが、情報交換会の開催後から通告締切りまでの間に事情変更があった場合には、質問項目の変更又は追加等を行うことができるが、情報交換会に先に提出された質問事項と重複するものは、原則として行わないように努めると決められているようである。

具体的な運用例としては、下の表にあるように、締切日の約3週間前に議会運営委員会で情報交換が行われるので、それまでの間に各議員の一般質問の準備、各会派における打ち合わせを行い、質問事項を議会事務局に提出するのが、通告締切日の3週間前までに行われているようである。この情報交換会であるが、大項目と中項目を中心に情報交換を行い、議員間で協議・調整を行い、その後各議員の一般質問の詳細準備がなされ、一般質問通告締切日の翌日に再度議会運営委員会が開催され、重複質問のチェック等が行われているようである。少しイメージを掴んでいただくために会津若松市の事例を紹介した。

資料3も先程の資料2と同様に、本会議の運営方法等の県政に関する質問の方法の関連事項である、文書質問制度についてである。

1の概要の所であるが、議員が執行部に対し、文書で質問を行う方法である。法令上、禁止はされていないので、会議規則に規定すれば制度を設けることができる。ただし、質問は口頭によることが原則であるので、例外的な扱いとなると考えている。

他県の状況であるが、平成21年6月の調査であるが、北海道、東京都、神奈川県、長野県、石川県、徳島県に制度があり、このうち、東京都はかなり活発に文書質問が行われているようである。この東京都議会の事例であるが、会議規則で決められており、

その第 84 条に、議員は会期中執行機関等に文書で質問をすることができる。その質問は、簡明な趣意書を議長に提出して行うこととなっている。質問趣意書は、議長が答弁書の提出期日を指定して執行機関等に送付し、質問趣意書と答弁書を議長が各議員に配付することになっている。

東京都の運用状況としては、平成 20 年から平成 22 年までで、年 20 件から 30 件くらいの実績があるようである。また、年に何回でも質問できるが、定例会で一般質問をした議員については、その会期中は質問できないこととされている。

この制度のメリット・デメリットであるが、メリットとしては、質問者の割り当てや質問時間の制限がないことや、会期中であれば、いつでも質問できることがあげられる。ただし、答弁書を作る時間が必要なので、会期ごとに提出期限の設定が必要となる。また、細かなデータ等が正確に示されることや、公式の質問・答弁として会議録に記載されるというメリットがある。

デメリットであるが、執行部の負担が増えることであるとか、代表質問とか一般質問は公開の場で行われるが、文書質問は質問があったこと外部から分かりにくいということである。

最後に運用上のルールであるが、議会運営委員会で取り扱いを定めることになるが、まず会期中に限り認めることとし、乱用防止のため、回数制限等を設けることであるとか、回答する時間的余裕を確保するため、提出期限を定める。資料要求は認めないなどの基本事項を定める必要がある。

また、質問書及び答弁書は全議員に配付するとともに、会議録に掲載するということが考えられ、そうなると、答弁書は閉会日もしくは採決日の直前ぐらいに提出され、その後本会議の場で全委員に配付するような運用が考えられる。以上が文書質問制度である。

3つめが、資料 4 の委員会運営方法等の中の、請願、陳情の審査方法の関連事項である。請願者等の説明機会の保障についてあるが、昨年事務局のほうで調査した結果、9 道県で既にそのような制度が導入されているので、簡単に説明させてもらう。

まず、北海道であるが、こちらは委員会に先立ち、公開の場で希望する請願者について説明をしているようである。福島県は希望する請願者が、委員会の許可により発言できるようであるが、この場合、いったん休憩が宣告され、休憩中の発言にしているようである。神奈川県は請願者、陳情者に口頭陳情者として、常任委員会の冒頭に 3 分程度

の発言ができ、新潟県は希望する請願者について、委員会の許可を得て発言できる。長野県は希望する者は、ここは誰でもになっているが、委員会で10分程度発言できるという規定である。愛知県は委員長からの許可を得て、委員会全体の冒頭に口頭陳情として機会を与えており、参考人ではなく、請願者・陳情者として発言を認めているようである。滋賀県は委員会を休憩するパターンであるが、公開の委員協議会に切り替えて発言をさせているということである。長崎県であるが、請願者からの意見聴取が必要と判断した場合には、委員会を休憩したうえで、休憩中に発言させている。休憩中かつ参考人ではない者の発言であるので、会議録には残らないという運用をしている。最後に熊本県であるが、委員会全体の冒頭に3分以内で趣旨説明の機会ということで、参考人ではなく請願者として希望者に認めているという運用をしている。

参考までにということで、他県の状況を紹介した。説明は以上である。

委員：ただいまの説明に対し、何かご質問等はないか。

委員：この3つの説明については、どこで議論すればいいのか。本来であれば、前回もらえばありがたかった。一つ一つ議論する時間はないので、その時にやるということでよいか。

委員：前回の資料の補足資料である。

委員：関係する時点で議論するということでよいか。

(「そういうとらまえ方でいいのでは」の声あり)

委員：他に何かあるか。

なければ、次に個別項目の検討に入るが、お手元に配付の資料1をご覧ください。これは、各委員からいただいた資料を項目毎に整理したものである。文面だけでは伝わりきらないこともあるかと思うので、各委員から自分の意見について補足意見をいただきたい。

委員：私は6ページの第4、項目名は本会議、委員会等の開催経費等についてで、日程が更に増えること等で、開催経費が増大することは避けなければならない。通年制になると経費が増大することになると思われるという意見を書いた。これは、自明の理であると思う。

第6の事務局体制の充実等についても同じような意味合いがあろうかと思うが、日程がさらに増えること等により、日程調整、資料作成等の事前準備、会議録調整等の業務が増加すると思われるという意見を書いた。

その下であるが、第8番目の議会・会派・議員の活動の在り方であるが、地域での議員活動等の時間が大幅に少なくなる恐れがあると思われる。以上3点を書いた。

委員：続いて次の委員をお願いします。

委員：まず、1ページの第1の④であるが、私自身もまだわかっていない所があるのかもしれないが、私たちは色々な人達の意見を聞く機会もあって、ここに来させていただいているが、1期生の中にはまだ分からないという意見もある。例えば、メリハリが無くなるか、緊張感の欠如、あるいは費用増の課題を書いたが、そういったことを質問するという意味でここに書いた。

2点目は、議員間討議が十分でないという課題が書かれていたと思う。委員会が非公開になってからは、意見のやりとりはあるが、公開の部分での委員間討議が中々活発にならないという課題があったと思う。県民に議論の過程を見ていただくということに意義があると思うので、その意識をもう少し持って行くことが大切ではないかという意味で書いた。

3ページの(7) 質疑時間であるが、現在15分程度ということで、時間が足りないのではないかと課題が書かれていた。今まで何回か質疑について聞かせてもらったが、15分は少し短いのではないかと気がする。では、どれくらいが妥当なのかと聞かれると、どれくらいが適当なのかは難しい。

5ページの(5)についても、先程話をさせてもらったが、委員間討議をもう少し活発にするにはどうしたらいいかということは課題だとは思いますが、一人ひとりの意識としては自分も含めもうちょっとがんばらなくてはいけないと思う。

最後に、各都道府県の議員が集まって話をした会の中で、行政に対する監視機能の強化という分科会に参加した。その中で通年制についての話があり、全国的にも年4回、2回そして通年へという流れがあるのではないかとその時に感じたので、最終答申でそのことが答申されていることと、遡るということではなく、今後どうするのかという意識が必要だろうと思っている。もう1点はいろいろな立場を持っている人がいるので、通年議会になった時に、別の仕事を持っている人の扱いはどうなるのであろうかという声を聞いたことがあるので、その点の整理もいずれは必要になるのではないかと思います。以上である。

委員：続いて次の委員をお願いします。

委員：5ページ目の5番、出席を求める説明員の範囲のところ、通年議会の課題等に関

して、特になしとされていたが、実際会期が長くなれば、本会議以外にも各会議の出席、それに伴う資料作成や議員への事前説明等、職員の負担が増大すると思われる。そうなれば、従来の職務に支障がでないとも限らない。以上のことから現状維持が妥当と思ひ書いた。

6 ページの第4、本会議、委員会等の開催経費等であるが、昨今支給対象外になったものもあるが、それでも現在も対象になっている本会議、委員会、検討会等多々ある。当然会期が長くなると、本来の趣旨である、余裕を持って又より内容の濃い議論を深めるため、例えば日程を分けて審議する等の登庁日の増加は間違いないと思われる。それに伴った各会議の開催経費が懸念されるので、現状維持が妥当であると思われる。

議会・会派・議員の在り方の箇所、ここの3つの活動の在り方については、平成22年度の調査で、議会活動が全体の約3割、その他は個々の活動を行っていることが7割と圧倒的に多かったと思う。地域を調査あるいは意見交換等、登庁以外でも議員活動は多分にある。議員として地域の諸課題や地域の声、要望を把握できなければ、議員として本来の役割を果たせない。そういったことから現状維持が妥当と考えた。以上である。

委員：続いて次の委員お願いする。

委員：3 ページ、(7) 質疑時間についてであるが、実際に質疑する議員が不足と感じているのかどうかという辺りは、もう少し意見を聞かせていただきたいというように感じた。15分が少ないという意見が多いのであれば、議運での議論が必要なのではないか。

5 番目の県政に対する質問の方法であるが、会派内で論点を絞り込むということは可能であるし、各会派間で質問の論点を絞っていくということは、各会派の意向等もあるので、現実的には難しいのではないか。

5 ページの、(4) 請願、陳情の審査についてであるが、請願者の委員会等での説明機会を保障するという事は重要なことであり、そのための制度は必要ではないか。ただ、現時点では、政策担当者会議、請願聴き取り会等があるので、希望する請願者というように整理する必要がある。こういう説明をする機会を保障していくという事は重要だと思ふ。

6 ページ、政策広聴、市町議会との交流・連携についてであるが、年間スケジュールをどのように組み込んでいくのかというような課題があった。広聴広報会議と議論をしていくのも必要だが、年間スケジュールを組む中で関係する各市町議会の開催月等を除い

て調整することは、ある程度は可能なのではないかというように思う。

7 番目の通任期制につながる議会活動についてであるが、私たち議員の任期は4年間なので、4年間のしっかりとした議会運営というものを考えていくべきだろうというように思っている。

最後のその他であるが、このプロジェクト会議そのものが、平成19年の検討結果報告、平成22年の検証検討結果報告、そして議会改革の諮問会議の最終答申を受けてあるので、今現在やっている2回制の検証も当然必要であるが、やはり最終答申に沿うようなかたちでの議論を進めていきたいと思っているし、その方向性が決まれば、出されているような各課題は、より具体的に議運や広報広聴会議等で議論していけるのではないかというように思っている。以上である。

委員：続いて次の委員をお願いします。

委員：2 ページの、議案、請願等審査の方法というところ。委員長報告に対する議員間討議というものは必要だが、本会議でするのではなくて、それぞれの常任委員会で活発にやれば良いと思う。

次が、3 ページ。一般質問については現行で良い。要するに、一般質問の場というのは、それぞれの議員が日頃いろいろと調査した結果、県政全般に対する質問であるので、現行のままで良いと思う。それぞれ会派の中では、質問が重複しないように調整しており、それぞれで対応している。質問の時間について、三重県は60分程度というようになっているが、60分になった時に、少しでもオーバーすると「もう時間きてるやないか。」という声が飛ぶ。程度というのは、どの程度かということである。1分程度とか、その程度はオーバーしても構わないと思う。他の県議会は「以内」というようにしているところもあるので、はっきりする意味においては、「以内」というようにした方が良いのではないかと思う。

次に、4 ページ。3 について、常任委員会予備日及び委員会等予備日は議員の個人の予定とか、そのようなものは絶対に入れないようにする。これはルール化すべきだと思う。

次に、5 ページ。委員会の委員長については、従来は、どちらかといえば順番制でそれぞれの会派で決めている形になっているが、いろんな意見等が複雑化している委員会においては、ある程度リーダーシップを発揮できる方が良いのではないかと思う。委員任期については、今のところは1年の任期で良いと思うが、これはその都度、議運等

でも諮られるので、そういったところで議論すべきであると思う。

次に、参考人の件であるが、請願者及び利害関係者の参考人招致というものは、ある程度、制度化してルール化すべきだと思う。

次に、県外調査については、県外調査と政務調査とはそれぞれ目的が違うので、ぜひお願いしたい。会派が違くと委員同士でコミュニケーションを図る場というものがある。ある程度皆が考え方を持ってきたところで、県内・県外調査で、意見交換するのも、大きなメリットがあると思うので、実施した方が良い。政務調査とは、やり方が違うので、議会活動、議員活動というものを明確にしていた方が良いのではないかとと思う。

それから、6 ページ。日程が増えることに伴う経費の問題。これは私は4 回制から2 回制になる時も言ったが、出てくる回数が増えれば経費増というのは、もうこれは仕方がない。我々が県民の立場でいろいろと議論をし、それに見合う成果を上げていくということは当たり前の話だと思うので、その辺りをぜひやっていくべきだと思う。

また会議というものは、出てきたついでに全部入れるのではなくて、2 回制になり、日程に余裕ができていけるのだから、その日程を使うというのがベターだと思う。現在、2 回制でやっているわけであるが、日程上非常に詰まって議論ができないということはないと私は判断している。だから、通年制にもっていくにしても、県民のメリットというのはどこにあるのか。議会として、県政にどのくらいのメリットがあるのかということも十分に議論したうえで、通年制にもっていくべきと言うように思うので、まだ時期が早いのではないかとと思う。

委員：続いて次の委員をお願いします。

委員：議会改革の一番のものは、県民のみなさんが我々の議論の中に参画をいただくという目的等があって、そこに議会の機能とか権能をさらに向上させていこうということで、議会基本条例ができたという流れがあるのだと思う。そして、会期等の見直しについても、これまでの議会改革の目的を果たすための手段として、これまでも平成19 年また平成22 年にも検討会等々が行われて報告がでていっている。しかし、これは自分たちでやったことであって、第三者から見た時は、もっと課題、問題があるのだろうということで、今回諮問会議に、客観的な視点で見ていただいた。私は自分たちの内向きではなく、客観的なものを見て取り組む必要があるのだと思っている。

それで、1 つ目が、会期設定の関係である。いろいろ提案もされているが、前回の4

回制から流れてきている中で、もっと自分たちが取り組んでいけるかということになると、「先行自治体議会パターン」で取り組むのが最良なのではないかということである。

2つ目に書いた、会期の始期及び終期。これについては、年度でいくべきだと思うが、3月末にいろいろな法律が変わり、それに伴う条例改正等々が出てくることを思えば、1月から12月と思う。しかし、改選等があった場合は、改選から12月までということもある。

自分たちの任期は4年間あるが、毎年何か大きな目標を掲げ、最終的には通任制ということ視野にして、私どもの議論を進めていかなければいけないのではないかと考えている。

検討課題については、開議・閉議に係るルール。これについては当然協議が必要であると思うし、専決処分については仕方ない部分もあるが、できるだけなくすのが、私どもの議会としての仕事であると思う。

ある程度ルールがあるので、できない部分が出てきた場合には前へ進まないで、その部分についてはルールの変更が必要だろう。一事不再議についても、会議規則の改正によって行うべきであろうと、私は考えている。

次に、現行と通年制との比較検討である。当然のことであるが、メリット、良い部分については、さらなる向上を目指していくべきだと思うし、デメリットについては議会として知恵を出し合って、それを克服していかなければならない。

デメリットの1つ目。開催による経費の問題。通年制としていけば、経費的なものがかかってくるのは当然だと思う。これまでの4回から2回に移行する時においても、この問題は大きな問題になりいろいろな取り組みをしてきたし、年間の議会の経費についても、平成22年度については、少し下がっている部分がある。県外調査については、全員で行かなくても、政務調査費で会派や議員でいろいろな調査もできるのではないかと。例えば、1つの委員会として行けば、その場所だけになる。今回の東北の災害でもそうだが、みんなが違うところに行けば違う感じ方をして、いろいろな意見が出て、さらなる議論が進むのではないかと考えるので、基本的に廃止をしてもいいのではないかと。そういうことも含めながら経費の削減については、もっと知恵を出し合う必要があると考えている。

そして、執行部への影響についても、これは今日の全員協議会のように、あれだけ執行部の人数がいるのかと思う時もある。必要な出席説明員を求めることができるので、

執行部の方から来るなら別のことだが、それなりに 1 つのルールというか、はっきりしたものを決めるべきだろうと思う。

議員活動の時間が少なくなる。これも言われるとおりだが、諮問会議の答申の資料の 2 の 57 ページ、まとめで、「必ずしもこの会期制の変更が、会期日数の増加に結びついているとは言えない」という客観的な見方もしていただいている。まず、議会として緊張感がないとかメリハリがないとかというのは、当然言えることだが、自分たちの議会に対してそのようなことを言うのであれば、そのために努力をする方が大事だし、議員としても努力すべきことではないか。そのようなことで克服をしていかなければならないのではないかというように思う。デメリット(3)は先行の議会の対応を調査しながら、検討を加えれば解決するのではないかということである。

次に、議案、請願等審査の方法。本会議での討論等は、会派と議員の意見等の開陳の場となっている。会派での意見とか意思統一で臨んでいる部分が多くあるので、検討しなければいけないが、議員間討議にかえるような何か新たな制度というか、手法というものが必要であると考えた。

請願の処理。これについては、今まで処理経過の報告が出ているが、これに関しては所管の常任委員会において、まず審査・調査すべきことだと思う。

質疑と質問。これについては、質疑であるべきことが一般質問化しているということもあるので、この部分については、明確に分離して行うべきだと思う。

質疑時間。これは先ほどの質疑と質問は明確にしなさいということを出発点として、20分程度と書いた。今、議運で15分と決めている。だけど少数会派に配慮して一般質問の時間が30分としているので、質疑を30分にするのはどうかということを書いた。

次に、県政に対する質問の方法についても、手法について状況を調査して検討していくべきと思う。代表質問については、議論を深めるには代表質問が良いのかどうかかわからないが、県民のみなさんに見ていただく、そういう大きな場が本会議なので、回数を増やすことは良いことではないか。

提出資料等については、執行部への負担等のことがあるが、資料の内容について検討すべきだと思う。今のまま全てが良いのではないと思うし、この中にある事前の資料の配布というのは、当然のことだと思うが、そうであれば、提案説明の翌日に議案聴取会を行う必要はないと思う。

会議録については、調製回数を増やすべきであって、暫定版も議会のホームページ等

で見ただけであれば、確認できるので、経費削減という面から見ても必要ないのではないかと思います。

議案の審査については、公開で行われるのは当然である。県民のみなさんに見ていただくという意味からもそうだろうと思うし、議会改革を進めていく中で委員間討議の充実ということが言われているので、その仕組みについて議論をする必要があると思う。

正副委員長等、またその任期については、会派の事情もあると思う。しかし複数年にするということは、意義のあることだと思う。そのような意味も含めて、会派に一任すべきというような言い方で記載をさせていただいた。

次に委員会の県内調査・県外調査。これは、先ほど申し上げたようなことで基本的には廃止をする。しかしながら、委員として、また会派としての責務を果たしながら、数多くのいろいろな違った場面を見て、議論が充実した方がもっと良いと感じている。

次が6ページの第4、開催経費等であるが、この場でもそうであるが、余裕がないほど1日に詰めて行うのは良くない。複数の会議を設ける場合には、余裕をもって行っていくというのが原則と思う。そのことが経費に結び付いてしまうかもしれないが、必要なものは必要として議会としてどうできるのかという知恵を出し合った方がいいと考える。

通任期制につながる議会。ここは書いたとおりであるが、今回の会期の見直しの大きなものが議会機能の強化、県民サービスの向上、経費の大きな増加にならないことである。今まで会期について見直す時にも、一番大きくこれを考えようではないかということで、基本的なこの3つの考え方がある。その中で諮問会議から受けた答申で、これまでの課題等についても、大きく指摘をいただいている。それを解決しながら開かれた議会としていくことが必要だと思う。できるだけ多くの方が参画していただくこと、例えば公聴会も、今までではできなかったことができるようになったわけだし、参考人についても、県民のみなさんに参画していただいて議論を深めながら、こういうことをやっているということをもっと理解をいただくためにも、この取組みは一番必要なことなんでしょうと思う。

通任期制に向けては、先ほど言わせていただいたように、ただ単に伸びれば良いというのではなく、大きな目標を見つけながらやっていくべきだというつもりで意見を書かせていただいた。

委員：それでは、最後に次の委員をお願いします。

委員：個人的な意見と、事前に会派で話をしたので、会派の中で出たことも含めて報告させてもらう。2 ページ目の、委員長報告に重みを持たせるということであるが、委員長報告というのは、意外と議会から又は委員会からの言いつばなしで、基本的には執行部は無視できる。だから、委員長報告に重みというものを持たせれば、委員間の議論が活性化されるのではないかと思ひ、請願のように、定期的に委員長報告にあったことについては、執行部が報告をすとか、そういう何かルールみたいなものが出てくれば活性化するのではないかと思ふ。

それから、2 ページの下の、議案に関する質疑は必要かということであるが、新人で1 期生の時は、総括質疑だとか議案質疑はなかったが、本当に不足と感じているのかということも含めて、やはり議論してもいいのではないか。私は議案質疑だとか総括質疑だとか、そういう区別がわからない。総括質疑でも質疑と違うようなことをされているような方もいるので、少しきちんとした方が良くはないかと思ふ。

それから、5 ページ。請願、陳情のことだが、現にもう既にルール化されているということだが、例えば四日市市議会は、請願者に対して委員会の中で発言できるが、「あなた、どうされますか？」ということ、1 つの団体ごとに聞く。県議会というのは、多分そうじゃない。報告できるということを知らされていないというか、多分言っていない。だからそういったことも含めて、知らせるのであれば、請願を受けた議員がそれぞれで「発言できますけれども、どうですか？」と聞くのではなくて、議会事務局から「10 分間または 20 分間、委員会の中で発言する権利がありますけれども、どうですか？」ときちんと連絡すとか、今回、利害関係者については、ダメだとか良いだとか、そういう議論が教育警察常任委員会の議論でもあったと思ふが、そういったこともきちんとしていただきたいと思っている。

それから、6 ページの真ん中。議員の仕事として議会活動や党のための活動や講演活動、いろいろ議員としての仕事があるわけだが、通年議会でそれが十分に保障できるかということだが、10 年前と比べて本当にせわしくなったという印象を、この半年間くらいで非常に思っている。議会へ登庁して、議会で議論だとかいろいろと仕事をすると、達成感だとか充実感とかはあるが、例えば夏休みに地元に戻って汗を流してチラシを配るだとか、改めて「自分は県民の負託を得て選ばれたんだ」という意識ができるような時間が必要と思つた。委員会、議会の中で仕事をすることには非常に達成感があつて、すごく充実した日々を送れるが、それでもやはり選挙区へ帰ってパンフレットを配

ったり、あるいは後援者の方に怒られたり褒められたりというようなことは、非常に大事なことだと思い書いた。

委員：1 つ言い忘れたことがある。3 ページの真ん中の辺りの下の方だが、これは少数会派には良いのか悪いのかわからないが、今少数会派は30分の質問時間と決まっている。これがどうしてそのようになったか私も詳しくは知らないが、共産党がいた時に、年1回の本会議の質問では少ないというような話があって、それでは2回にしてあげようということで30分になったと聞いている。30分では時間がないという方も結構いるので、60分にしてはどうかというように思っている。そういうことを付け足させてもらおう。

委員：自分も、会派というよりも1期の方々の意見を書くのを忘れていた。同じく、この県政に対する質問の方法で、今の意見とは逆だが、60分のところを30分ずつに分割してやらせてもらえないかという意見である。本会議の日程を増やしていただくかして、多数会派においても、30分ずつ分割してやることも検討してほしいということをおっしゃっていたので、それを付け加えておく。

委員：それでは、次に、個別の項目ごとに順次、検討していきたいと思う。資料1の項目名の体系に沿って検討していくので、まず、第1、定例会の招集回数及び会期について、委員のご意見をお願いしたい。

委員：ここにあてはまるかどうかはわからないが、先程、会期の日数自体は、そんなに変わっていないというような話があったと思う。通年になると、いわゆる会議自体はない、休会日が非常に多くなってくると思う。今どのようなかたちで捉えられているかわからないが、休会イコール禁足的なイメージが我々にはある。そうすると、いつ招集されてもここに出てこなければいけないというような、禁足の意味合いからいくと、地元の調査とか県外の調査へ行ったりするとか、そういうところに不具合が出てくるのではないかというような問題があると思う。

委員：4回から2回にした時も、その議論があった。長くなる部分についてはルールをつくって、例えば出ていくことがあれば議長に報告をすることで解決できると思う。今回の一番始めにも言われたことだが、「これはありきか」と言われる以前の議論だと思う。2回制についても、平成20年から今日まできているわけで、その検証を自分たちもやりながら第三者にも見ていただいた中で、「こういう風にあなたたちも考えることができる」ということを、ここへ与えられてきているところだから、やるなら今のこの時し

かない。1回置いていったらどうかというようなことではないと思っている。本当に今言われたことで不安になることは、自分たちでルールをつくって、克服しながら、このメンバーで新たな一歩を目指すべきだと私は思う。

委員：これは一番の争点になると思うので、最後にしたらどうか。両会派で同意できるどころとか話しやすいところからやった方がいいのではないかな。

委員：私も一言。今、通年議会ということで想いを言われているんだが、そういう意味においては非常に良い意見だと思う。ただ、私は2回制に移って何ら議会活動あるいは県民のみなさんに対してデメリット的なことはないと理解している。だから、今のままの年2回制で何日間会議をもっていくかということも含めて考えれば、いろんな意味で解決ができると思う。トータル的に、今の現在の2回制で、招集の時期をいつにするかということも議論すれば、ある程度両者が解決する問題であろうというように思っている。この議論は後でもらってもよい。

委員：自分たちが後援会活動の中で何か予定しようという時に、それが議会の方で物事があって、中止になったというのは、ほとんどないと思う。1年の先のところまで、大体の予定は全部入れてあるものを出してもらっている。自分たちが議会で議論をすること、また地元へ寄って地元の議員の活動をすること、議員として当然の責務である。責務だし、やらなければならないことだし、県民のみなさんが、どんな想いであるかということも吸い上げてくるのは必要だけれども、それは、それこそ自分たちで克服してやっていけることじゃないかと思う。

委員：私が言うのは、休会中に議長が急遽招集するというのも、通年になってくると可能である。そういったことを考えたうえで、先ほどは話をさせていただいた。

委員：それは、今と一緒にである。

委員：少なくとも今は8月、それから1月は空いている。その時に招集がかかるということは、ほとんどない。

委員：議員の報酬のアンケートに出てきている意見に、「7月、8月は県外調査等々が多いので、時間はない」ということが書かれていることも事実である。閉会になっていても、例えば災害とか何かがあったら、当然招集はかかる。

委員：この議論をさせたら終わらない。

委員：第1から始めさせてもらったが、この議論は一番最後にさせていただくことにする。ただ、1期の方も見えるので、一度確認だけさせていただきたいことがあるが、この前、

渡しした検討資料の 3 ページのところ、少しご確認いただきたいと思う。後の議論の中にも出てきたが、一概に会期と会議日数の増加は、直接結び付いているとは言えないという中身になっている。会期の見直しの話の中に、会議日数の話が意見としてたくさん出てくる。会期を 2 回制にした時に、それに伴って常任委員会の開催方法を、従来 1 日だったものを 2 日に増やしたとか、十分な議論をとということで検討委員会等も増えた。だから、会期を 2 回制にした時に、全体の会議日数を増やした。その日数が増えたということの議論が、会期の見直しの議論と関係するのだが、議論する時にその辺りの整理を十分にしたうえで、議論する必要があるというように思っている。

委員：私の理解は、会期が 4 回から 2 回になったことで、会議日数が増加したということではなく、例えば「常任委員会等をどうするか」という話の中で、会議日数が増えたということということであるがそれでいいか。

委員：先ほどの議論は、そういうことが十分にわかったうえでの議論だったのだが、今までいただいた意見の中には、会期のことと会議日数のことが整理されていない意見もあるのではないかと思った。

会期の問題と会議日数の問題は、関連するので整理をしてご議論いただきたいというように思っている。

事務局：今ご覧いただいている 3 ページの上の表であるが、平成 19 年が年 4 回制の時。平成 20 年から年 2 回制に替わったということで整理をしてある。その中で、本会議の欄のところであるが、平成 19 年には、開会採決等が 11、それから代表質問が 2、一般質問が 11 ということでトータル 24、それが年 2 回に替わってトータルが 29。本会議の日は、大幅に増えてはいない。ちなみに増えたのは、毎年 of 年度末に、従来は県税条例の改正については専決処分で行われていたものを、本会議を開催して審議したので、そういったところで本会議の開催日数は増えている。

また、議運で各閉会日に概ね向こう 1 年の年間議事予定案を示しており、現状では、質問日等の基本のものは、予定された中で行われている。突発的な本会議、今回も台風関連ということがあったが、そういったことがないと、平成 20 年からの移行の中で、本会議が大幅に何回も突発的に増えたという事情はないのではないかということが、この表ということになってくると思う。ただし、委員会の開催は倍化しているという状況である。

委員：今後また議論していただく時に、ここの部分と、何のために通年議会にということ

が、今後の議論になってくると思う。それでは、第1のところは最後に行うこととし、次の第2の本議会の運営方法について、1ページの一番下のところから4ページの9の会議録の調製までのところを行う。

1ページの一番下のところであるが、招集日等の日程調整については、確認事項になるが、開会時点で向こう1年間の年間議事予定を確定させる必要があるとなっているが、これはされているということで、検討するところは、なしということでよいか。

(「よい」の声あり)

委員：次の議案、請願等審査の方法であるが、議員間討議の充実というところが課題になっている。議員間討議の充実の方法について、いくつか意見をいただいている。

委員長報告に対する重みを持たせるということであるとか、知事提案についての議員間討議をどうしていったらいいのかとか、そういった辺りの意見が出ているが、「仕組み的にそういうものをつくったら。」というご意見もあるので、ご意見をお願いしたい。

委員：本会議で議員間討議をやるようにとの意見に対してという意味で、意見を書いたが、本会議での委員長報告の時に、議員間討議をやったらどうかという意見があった。私としては、本会議でそこまでやる必要はないと思う。その代わりに常任委員会に委員間討議があるので、そこでやればいいのか。

だから、特にここは問題ないような気がする。私は、新たな制度は要らないのではないかとこのように思って書いた。要するに、こういうところで議員間討議とかいろいろなことをやっていると、どこで何をやっているのかわからないようになってきて、質疑と質問もゴチャゴチャになってくる。総括質疑だとか議案に関する質疑だとか、いろいろなことがあるが、そういうものをどんどんやってしまうと、どこで何をやっているのか。質疑か質問か、わからなくなってくるということが出てくるので、やはりそういったことも検討していく必要がある。

委員：いくつかご意見とか感想とか現状とかを書かれているが、ひとつ提案されているのは、委員長報告に対する質疑をどうしていくかという意見を出してもらっていると思う。

委員：確認だが、これは本会議でのということでよいか。

委員：はい。でも、それに対しては同調するかたちではなくて、予算決算常任委員会でどうだろうかとかでもよい。

委員：この本会議で議員間討議というのは、今まであったのか。

事務局：多分、ない。

委員：なぜこのようなことを書くのか。

事務局：議員間討議の充実ということが最終答申で出されている。その中で、本会議での議論の方法の改善とか、そういう提案があるので、それではこういう提案を課題等ということで出させていただいて、それについて議論をしていただきたい。特段現状で支障はなく、委員会とか別の場で充実させれば良いということであれば、それはひとつの結論ということによい。

委員：今のでよくわかった。本会議で議論、議員間討議を活発にするというよりも、委員会主義なので、この部分については、委員会での議員間討議を充実させればよいというように思う。

委員：そういう議員間討議ではなくて、委員長報告というものに、重みを持たせようということではないのか。それは必要だと思う。

委員：まず、どう進むという目的がないのに、こんな議論をしても仕方がないのではないか。

委員：3期でもルールもわからないので1期みたいなものだが、通年議会にするのか、このままでいくのかというだけの議論だったら、あまり議論する意味がない。だから、例えば委員間の討議を活発化させようとか、参考人招致をたくさんしようといったような、わかりやすく言うと、器があつて中身を入れたらあふれ出してきたので、それなら通年議会にしようかとかの議論が必要。中身がないと意味がない。

委員：私の認識は、議会改革でここまで来た。それで、会期の見直しもやりながら4回を2回にしてきた。しかし、それは先ほども言ったが、自分たちの身内で見っていた内向きの目では駄目だから、県民も含めた第三者的なもので見ていただいた時に、諮問会議の答申が出てきた。だから、それに向かっていくのには、「こんな課題があるから、これについてどうだ」というような取組みだと、私は思っている。議会の充実を、議論等々の活動の充実をさせるために、ここがある。

委員：私は、「2回制を検証しながら、次の通年議会をどうするべきかということを経験して結論を出してくれ」という話を聞いている。こういう資料をいただいたので、これについて議論をした中で、2回制では、やはりいろいろな問題があるということであれば、通年制にしていくというような結論を出していく。何の問題もなければ、今年2回制でも良いのではないか。

委員：第三者の立場の議会改革諮問会議から最終答申が出て、その最終答申についての議

論をしてほしいということで、このプロジェクトに任されたというように理解している。その時に、あわせて今のこのところも一緒に検証をしてもらいたいという委員からの要望があったので、あわせて行っている。

もともとこのプロジェクト会議は、最終答申をどのように実現していくかということ、議論していくものである。それで、今日の資料は、網掛けをしているところが、最終答申に基づくものである。網掛けをしていないところは、最終答申にはなかったが、現行のものを検証するという内容の項目になっている。したがって、網掛けのところが一番課題も意見もあるところなので、十分な議論が必要である。

そこで、これからの議論の進め方であるが、ここに参加をしていない会派が2つある。その会派へは、どのレベルで出すかは、みなさんの意見を聞いてからとは思っているが、一度ここでまとめたものを議会改革推進会議の方へ返し、それを受けて、それぞれの会派で議論するという意見・要望を伺っている。まとまる部分もあれば、まとまらずに両論併記となる部分もあると思うが、何らかの整理をしたうえで、全体の会議に返す必要があると思っている。あまり長々と待たせるのも申し訳ないので、できたら今年中に12月、今年中にはここで何らかの、まずの第1回目のまとめをさせていただきたいと思っている。

委員：このプロジェクト会議に入れていただいている意味について確認をさせていただきたい。目標は決まっているというのはわかる。目標は決まっているけれども、いろいろな課題があるものをどう扱うのかということで理解をさせてもらったらいいと思うが、ただ、目標が決まっても、そんなに慌ててバタバタしなくても、少し長い目でもう一回クールダウンというのか、少し余裕を持ってやろうじゃないかということでもいいのではないか。

委員：私も、基本的には、目標は決まっているということは理解したし、確かにバタバタと急いである必要はない。今後の進め方であるが、例えばここで、質疑の時間を15分がいいのか20分なのかと、そういう結論をここでひとつずつ出していくためのプロジェクト会議なのか、会期そのものをどうするのかというプロジェクト会議なのか、まだそこまで行き着いていない中で、12月中に第1回目のまとめを出していくということの方が、バタバタとしてしまうのではないかと思うので、今後の流れについてももう少し共通認識というか、意思統一を諮ったほうがいいと思う。

委員：別にここで15分だとか30分だとか決める必要はない。会期が決まった中で、一般

質問は60分だったら60分、質疑の時間を15分にするのかとか、それはまた後の話だと思う。だから、別にここで時間まで決める必要はない。2回制がいいのか、通年制がいいのか、我々の意見としてはこうだということを最終的に出せばいいわけで、その中で、請願についての参考人招致は必ずルール化するとか、そういうものをきちんと変えていけばいいのではないかと。

事務局：年内にまとめということではなくて、意見をいただいた部分についてひととおり議論をいただき考えを整理するのは、年内でも今回と次回でできるのではないかとということだと思う。

先行している四日市市議会事務局を呼びたいということで、これは調整がつかずに、多分年明けになると思うが、そういった時点である程度、共通の認識を持っていただくということで、整理ということでおっしゃられたんだろうと思う。このプロジェクト会議については、議会改革推進会議会長は、諮問会議から最終答申が出されたので、通年制も含めて検討するといろいろなハードルはあるだろうが、通年制にならなくてもいろいろな面で改革、見直しができるところはあるだろうと言われている。

先ほどからいろいろな提案も出てきていると思うので、その辺りを、通年制にするのか現行でいくのかに関わりなく、「こういうところは見直していきましょう。」というのが、改革ということになると思うので、両方で検討していただくのだろうというように思っている。

委員：それぞれのところで枠があって、中を詰めていってあふれたら、通年議会というような考え方、進め方の方ですね。

委員：話を聞かせてもらおうと、そのとおりだと思うが、議論の積み立て方の手法は、帰納法というものと演繹法というものと2つある。だから、結論をもってそれを集約して問題を解決していくのか、それとも問題点を明らかにして結論を見出すのかという違いだと思う。

委員：結論ありきではないが、会期等のさらなるの、「等」というところが実はミソである。それが全て絡みながら会期の議論というのは成り立っていく。後戻りのないような方向でという意見と捉えさせてもらおう。それで、具体的に今からの進め方だが、例えば先ほどの項のところであるが、今いただいた意見をもとにして、こちらの方で整理をさせていただくとすれば、委員長報告についての議論を深めていく必要があるのではないかとか、委員長報告についての何らかの整理をするのではないかとこのように思っている。

それぐらいの整理の仕方ではないかというようには思っている。

委員：それぞれの検討資料の中に、通年議会の課題等というのが書いてある。ここには何も書いていないところがある。前回の時にも特になかったので、もうこれでいいと思う。ここと、出た意見をすり合わせしながら進めていったらどうか。

委員：少し議論し、まとまる場所があればまとめ、どうしても違いがあるところには、両論併記的に並べさせていただくという整理の仕方が、まず第一歩ではないかというように思っている。

では、もう一度。議案、請願等の審査の方法のところについて意見は。

委員：課題等のところの2番目で、議員間討議のための新たな制度も必要なのではないかというのは、どういうことをイメージしているのか。本会議ではイメージできない。

委員：なければならないと思う。

私も、本会議と常任委員会をいっしょにして委員長報告ということで書いた。

委員：新たな制度というのは、必要ない。

事務局：特段、具体的なイメージはない。諮問会議の提言に沿って、何か仕組みというものを検討していただくことが必要ではないかということで書いたものである。

委員：先ほど言ったように、どこの委員長報告でも重要だと思う。それに対して本会議での議員間討議というものは、必要ないというと思っている。やるのであれば予算決算常任委員会とかそれぞれの常任委員会で委員間討議があるので、そこでやればいいので、本会議では必要ない。

委員：今のご意見をあわせて、提案という形で整理するということでよいか。

委員：私もわかっていなくてここに出してしまった。本会議での議員間討議というイメージというものは全然ないので、それが必要であれば、「本会議の役割といたら一体何か」とか、「常任委員会の役割というの一体何か」という根本的な議論からになる。本会議だけの議員間討議を捉えて、本当に必要なかどうかというのを認識していなかった。書いた場所が違っていたと思う。だから、必要かどうかと言われれば、判断ができないので難しいと思う。

委員：委員会では委員間討議があるが、本会議では議員間討議がないので、こういう課題になっている。先行事例があるのかどうかは、調べておく必要があるか。そこまでの必要はないか。

事務局：この2ページの左の2の項目のところ、通年議会の課題と①、②ということで

書いている。本会議における議員間討議を充実させるために、例えば委員長報告に対する質疑の活発化。これも議員間討議の活発化につながるのではないかという、そういう意味合いもあるが、現状は、本会議の各常任委員長の報告に対して議員から質疑というものはない。これは議運で諮られることになるが、そういうものを積極的にやるということも検討の課題にはなるのではないか。

本会議における議員間討議のひとつの仕組み、又はやり方として①、②を一緒に考えていただくとありがたい。

委員：そういう課題の整理に対して、本会議ではなくて常任委員会で活発にすればいいのではないかという意見がある。

委員：予算決算常任委員会でも、ほとんど議員間討議はない。まず、そこからスタートするべきだと思う

委員：仕組みとしてはあるが、活用されていないという現状がある。

委員：書いた本人の想いを言う。議会の中で、委員長報告等々いろいろな形のものであって、それにいくのには、どうしても会派の意思統一というか意見がある。議員間討議の必要性というか、その重要性をこのような書き方をされれば、あればやるべきなんだろう。概念があるかどうかではなくて、そのための新たな制度が必要かといった時には、必要だろうということを書いた。

委員：プロジェクト会議の役割を考えると、進めるとしたらどういう進め方があるかという提案が必要。

委員：本会議の場合は、通告制が義務付けられている。この場合も通告制なので、もし活発化させようとするなら、各会派で行うという申し合わせをすれば、質疑については、確実に活発化すると思う。

この話は、議運で打ち合わせをしなければいけない。

事務局：現在の運用では、採決日の前日に議会運営委員会が開かれており、賛否の意向を聞いた後に、委員長報告に対する質疑を諮っているが、通常「なし」というような運用になっている。予算関連議案については、予算決算常任委員会で議長を除く全ての議員が質疑、委員間討議をしていただくチャンスがあるが、他の常任委員会に付託された議案については、当該常任委員会に所属していない議員については、委員間討議なりしていただくチャンスが、本会議しかないということで、その活発化についてどうかということ、課題としてあげている。

委員：私が言いたかったことは、議運の中で、各会派で「必ずしなさいよ。」ということ、例えば交互でもいいと思うが、そういう申し合わせをすれば活発化になると思う。

私も自分の所属委員会以外のことは、あまりよくわからない。集約されたかたちで報告されるので、本来だと質疑をしたいとか、こういう主張をしたいとか、あって然るべきだと思う。ただ、事前通告は必要だし、同じ人ばかりがやるというのも無理なので、各会派で割り振ったらどうかという結論的な意見である。

委員：本会議において委員長報告に対する質疑をすることによって活発化するというご意見でよいか。

委員：そうです。委員長報告としては、委員会であったことだけを報告するという決めがあるので、それ以外のことは話せない。だから、空振りする場合がたくさんあるのではないかと。

委員：そのことについては、現行の中でできるというかたちになっているのか。

事務局：議運で最終調整をすることになる。通告ということになると、委員長報告を事前に見ていただくということも必要になると思う。そうすると時間的に余裕のある日程をつくらなければならない。そういうところの工夫は必要になってくる。

委員：その案で、ここへ整理することでよいか。

委員：今までも議運で聞いていたわけなので、このままでいいと思う。意見を聞くだけならともかく、討議するとなると難しい。従来どおりでいいと思う。

委員：いくつか案が出てきているので、今日のところは、出た案は整理して、もう一度、議論していただくということではないか。

委員：私の話は、議員間討議を活発化させるという方法のひとつとして、新しい制度になるかどうかはわからない。

委員：こうしていくにはどうしたらいいかという案を示して議論をするという、たたき台をつくる場所なので、まずは、いろいろな案を具体的に示していくということではないかと。それでは、次の項目へ行ってよいか。

（「はい」の声あり）

委員：（3）の請願の処理経過及び結果の報告についてであるが、現在は処理経過及び結果の報告の審査、調査はどうなっているのか。

事務局：現行は、処理経過及び結果の報告については、議場において全議員に書類で配られている。各常任委員会での審査、調査については、それぞれの常任委員会の運用に任

せているので、されないこともある。

委員：これについていかがか。任せるのではなく、全ての常任委員会で処理経過及び結果の報告について、審査、調査すべきという意見があるがいかがか。

委員：すべきと言われれば、すべき。提案された委員の想いはどうか。

委員：すべき。

委員：このプロジェクト会議の検討の項目のひとつとしてあげることとする。では、次に行く。質疑と質問の分離について。

委員：質疑と質問の分離。当然なので、これでよいのではないか。中身については、やはり一度それぞれで検討すべきだと。

委員：明確に分離すべきということで。他のご意見は。

委員：みなさんが必要なら必要でいい。

委員：意見を消させてもらっていいか。

委員：よろしい。制度としては存在した方がいいということで。

委員：この意見は削除する。では、次のページの7番の、質疑時間について。先ほど意見が出ていたが。

委員：質疑時間は議運でそれぞれ検討するので、それでいい。15分が短ければ議運で20分にするということでもいいと思う。

委員：私もそうである。15分はどうかというので書いたが、最後は議運が決めること。

委員：目安は15分としておいて、1人だったら30分してもいいとかの案もある。

事務局：現在の議運の申し合わせでは、議案に関する質疑は1人15分程度とされているので、その都度、決めているわけではない。この15分程度というのが不都合であれば、この場で議論をいただき、それを議運の方に返すというようなことでお願いしたい。

委員：現行で結構。

委員：現行でよろしいか。では、現行ということで。では、5番のところへ。

事務局：現在、一般質問の時間については、1人60分程度となっている。申し合わせは、その点だけである。30分制は、少数会派から議会運営委員会で提案があり、その都度、決めているので、30分制が制度化されているというわけではないのが現状である。

委員：意見じゃないが、質問表にも割ってある。だから、割ってあるということは、もう決まっているようなもの。私はどちらでも結構だが、一応、1年間に1回60分程度というように決まっているので、現在の制度を拡大していくことは良くないと思う。今の

ままでいくのであれば、それは結構だと私は思う。ただし、60分以内にしてはどうかというのが、私の意見である。議場で60分を超えると、「時間超えたぞ。」と言う人がいるので、「以内」としておけば良い。どちらでも結構であるが。

委員：案として「以内」と変更するのが良いのではないかと。

委員：そのように、私は思う。

委員：意見があるということで。あとは、少数会派の時間について検討を。

委員：これは少数会派の言いたいこともあるので、私がどうのこうのではないんだけども。

委員：これは、少数会派は一般質問のない会議ができるから、毎回質問を行いたいと言って、30分になったのと違ったか。それも議運で決めたらいいこと。

委員：そうです。

委員：各会派へ持って行ってはどうか。

委員：先ほど言った、60分のものを30分分割というのは。

委員：それは駄目。

委員：分かった。代表質問の機会と回数を増やすというのはどうか。

委員：これは、せっかく会津若松市の質問方法をもらったので、意見もいいんだけども。

委員：実は一番議論いただきたいのは、資料2である。

委員：質問方法は、それぞれの会派で当然、質問の内容はある程度すり合わせをする。そこで被っていたら省く。今回、私はたまたま質問があたったが、他会派の方とも被っていたので、1日目だったが質問項目を2つ取りやめた。それぞれで調整して、それぞれがいろいろ内容について調査したり、あるいは質問したりというようなことを、それぞれ議員が持っているので、一般質問については、私はあまり統一しなくていいと思う。完全に被っていたらまずいが、それは調整できると思う。代表質問については、当然会派で議論して、代表者にお願いするということになる。

事務局：この点については、諮問会議の答申を読ませてもらうと、「議会での質問内容は、個々の議員の裁量によるものではありませんが、全国の自治体議会の中には、本会議の一般質問で会派を越えて質問を練り上げ、論点を明確にしている例もあります」ということがあり、これは会津若松市議会の例である。そういう仕組みについての提言ということがあるため、この中で検討していただく材料ということであげた。

通常調整ではなく、議会として執行部に対して、議会1本で質問した方がいいと

いうものを決めるという意味合いでのもので、一度検討をしていただくということであげさせてもらった。質問をされる都度、議員間で何をするのかといった調整ではなくて、あくまで議会側が、この質問を議会としてやろうという仕組みということで提言されているのではないかと。そういう検討ということである。

委員：それは今でも、会派で「こういう問題があるから、こういう質問をしてくれ。」ということはやっている。議会のトータル51人ではなくて、会派ではやっている。

委員：今説明のあったのは、議会として知事と二元代表制の中で、議会は1個の合議体だから意見をまとめていくのにはどうしようかという、そういう調整ではないか。自分のしゃべることが他の会派の人や、自分の会派であったとしても、その人と自分が違うならやらなければいけないだし、「私も、もうひとつ後押ししよう。」と思ってやるかもしれない。これは、そういうことが必要あればやるということではないか。今でも、代表者会議の中で議会が合議体として1つの意見を出すことは、意見書であったり、いろいろなことができるわけだから、それでいいのではないかと。

委員：そう思う。

委員：今までどおりということ。

委員：現行の中でもできるという意見でよいか。

委員：大会派の方に尋ねるが、会派の中で質問内容を共有するのか。

委員：質問をする方が何人かいるので、「私はこういうことをやるけれども、あなたは何かをするのか。」ということはやる。

委員：みんなで話し合うのではなくて、質問を行う本人同士がやるということか。

委員：みんなではやらない。あるいは何人かでやる。その情報は、通告のものを事前に渡す等で全員に伝える。今回、具体的にあったのは、「森林環境税について質問する」ということを決めていた。そうしたら、知事が提案してきたので、取り下げたというようなこともあるので、そういうことについての議論はしている。

委員：新政みえは、本人同士で打ち合わせをしているのか。

委員：今、ここであがっている話と違う話だが、うちの方は、一般質問にしても代表質問にしても、会派の総会の中で話をする。それで重複しないように、また言ってほしいことは、質問者に頼むような調整する。

委員：それは質問する何日くらい前か。

委員：いつでも。

委員：3週間と書いてあるので。

委員：これとは違う話。

委員：もちろん違う話だけれども。

委員：これは議会のルールだが、うちの会派のルールである。だから個人的に話をすると
いうのもありえる。

委員：提案してあるのは、二元代表制の中で議会として執行部にするという話である。そ
れは、例えば医療費助成のこととか、医療のことで議会としてまとめて提言したような
ことがあるが、それを本会議の場で、議会として質問する仕組みをつくったらどうかと
いう提案である。これは、現行の仕組みの中で、やろうと思えば実際にはできるという
ことなのか。

事務局：事実上、会派間を越えて調整をしていただければできると思う。それとも、さら
に、申し合わせか何かで「毎回やりましょう。」というものをつくるのか、そこまでい
くかという、いろいろな議論があるかと思う。

委員：みなさんの意見は、仕組みをつくらなくても現行でできるのでいいということによ
いか。

委員：立ち消えになったが、私が申し上げたいのは、現状大会派の人たちは、どうされて
いるのかということ。つまり、二元代表制として全体であることが理想であるならば、
現状のままでも切磋琢磨してできないことはないのではないのか。例えば、うちの会派は3
人しかいないが、私が一般質問をする時には、大体1ヶ月くらい前に「このテーマで
やります」と他の人に言う。原稿ができたら読む。それで、意見をいただいて修正をか
ける。そうすると、3週間とあるが、原稿はその場では書けないので、準備は多分1ヶ
月以上かかると思う。同じ会派議員が来年一般質問するが、もうテーマはわかっている。
これは少数会派だからできるのではないのか。でも、大会派でも同じ取組みのことができ
たら、こういうことは、もっとクリアになるのではないかと思っている。そういうこと
を申し上げたかった。

だから、ものすごく時間をかけて会派の中で打ち合わせをした方がいいのではないの
か。3週間なんてとんでもないという話だが、1ヶ月前に言わないといけないと思
う。

委員：この問題と今の問題は違う。

委員：そう。これは、全ての会派、議会全体として行うものである。

委員：もちろん。その前の段階で、足下はどうかという話である。現状はどうなっているのかと。

委員：足下はどこも同じようなかたちでは進んでいる。

委員：いや、この通年議会の課題としての質問の方法については、議会は合議体なんだから二元代表制の中で議会としての意見を1本にしなから向こうとやれ話ではないか。

委員：そうです。提言は。

委員：それならば、現行で代表者会議に少数会派も出てきてもらっている。大きな問題があつて、そこで取り組むという手法はとれるから、それでいいのではないか。

委員：そういうことなら。

委員：はい。このところは現行で。では、次に行く。7番の議会への提出資料について。

委員：これは現行でやってもらっているのではないか。

委員：そうです。

委員：では、これはこのままでいいのではないか。

今より早く出すというのは無理ではないか。1日か2日前が限度ではないか。

事務局：議案聴取会の資料については、当日配布である。

委員：それで、いいのではないか。

委員：私を書いたのは、①と②があるが、十分な調査ができるように、議案聴取会等の資料内容の充実や、議案聴取会、全員協議会の資料等の事前配布が必要ではないかということ。議案聴取会を提案説明の翌日に行う必要はない。

①の中で、きちんとしたものというのは、今のがきちんとしているかということ、そうではないと思う。事前に配付するものは、資料的にももっと少なくしてもいいから概略的なことがわかればいいと思って書いた意見である。

委員：委員会じゃなくてということか。

委員：現在当日配布されている資料についてである。

委員：事前にもらったほうが、ありがたいのはありがたい。

委員：では、これはその意見を入れさせてもらおう。

では、次のところ。会議録の調製について。現状について説明願いたい。

事務局：通年議会の課題等のところが少しわかりにくい表現になっている。暫定版とは、例えば2月から6月までの第1回定例会だと、2月から3月までの分を6月会議が始まるまでにホームページに暫定版として載せているというものである。

委員：定例会の前半部分ということか。

事務局：はい。

委員：課題は、会議録は会期中については訂正ができるという規定があるので、通年になった時はいつでもできるのではないかという意味。

委員：確認ができないから、年1回では困る。

委員：1回ずつ聞いていかないといけない。

事務局：通年制になれば、会議録のところも含めて会議規則の変更が当然必要になる。その辺りの訂正とか、やり方も見直す必要が出てくる。

委員：では、見直すということで。

委員：それでは、この項目は終わる。これで、第2のところは終わったので、今日はここまでとする。次回であるが、年内にもう1回と思っているので、来週12月15日午前10時からはいかがか。

委員：15日は、寄付金の検討会がある。

委員：予備日をあてさせてもらったが、14日も予備日なので、14日はいかがか。

14日午前10時からでよいか？

(「はい」の声あり)

委員：では、もう一度、後半を読んできていただき、また最初の部分も少し考えをまとめていただきたい。それでは14日午前10時からということでお願いします。

事務局：念のためであるが、14日は常任委員会予備日なので、常任委員会がもし延びるようなことがあれば、午後の開催にする等の対応をお願いできればと思う。

委員：それで、よろしいか。

(「はい」の声あり)

委員：では、常任委員会があれば14日の午後とする。

それから、通年議会の先行自治体である四日市議会事務局との日程調整を行い、1月10日の午後、全員協議会終了後に開催したいと思うがいかがか。

委員：全員協議会はどのくらいかかる見込か。

事務局：これまでの例から見れば1時間程度ではないかと思う。

委員：では、日程はそのようにお願いをしたいと思う。これで終わりたいと思うが、何かあるか。

では、これで第4回プロジェクト会議を終了する。